

令和五年度後期特定計量器定期検査日程

特定計と量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動計量法は五年施行 計量法第五十号に掲げられた計量器 （計量法第九号の二に掲げられた計量器及びその分りおもり）	令和五年九月六日（水）	午前十時から午後三時まで	富士吉田事務所	富士吉田市	山梨一般計量協人会
	令和五年九月七日（木）	同	同	同	同
	令和五年九月八日（金）	同	同	同	同
	令和五年九月十一日（月）	同	山梨市役所	山梨市（旧三富町及び旧牧丘村を併合）	同
	令和五年九月十二日（火）	同	同	同	同
	令和五年九月十三日（水）	同	同	同	同
	令和五年九月十四日（木）	同	同	同	同
	令和五年九月二十日（水）	同	甲州市役所	甲州市（旧勝沼町及び旧大沼村を併合）	同
	令和五年九月二十一日（木）	同	同	同	同
	令和五年九月二十二日（金）	同	同	同	同
	令和五年九月二十五日（月）	午前十時から正午まで	都留市まちづくり交流センター	都留市	同
	令和五年九月二十七日（水）	午前十時半から午後三時まで	大月市役所猿橋出張所	大月市	同
	令和五年九月二十八日（木）	同	同	同	同
	令和五年九月二十九日（金）	同	同	同	同
	令和五年十月四日（水）	同	大月市役所善西セメント農タ村	同	同
	令和五年十月五日（木）	同	同	同	同
	令和五年十月六日（金）	同	同	同	同
	令和五年十月十日（火）	午前十時から午後三時まで	塩川北営農農業セ協同組合	塩川市	同
	令和五年十月十一日（水）	同	甘利北営農農業セ協同組合	同	同
	令和五年十月十二日（木）	同	葦崎市役所	同	同
	令和五年十月十三日（金）	午前十時から正午まで	同	同	同
	令和五年九月六日から令和六年三月三十一日まで（山梨県の休業日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場所に限り。）	今期検査を全区域全般	同
	令和五年十月十四日から令和六年三月三十一日まで（山梨県の休業日を除く。）	午前九時から午後四時まで	個別に果が指定する場所（令和五年十月十三日までに検査を受けなかった場合に限り。）	同	同
皮革面積計	令和五年十月十四日から令和六年三月三十一日まで（山梨県の休業日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場所に限り。）	甲府市を除く甲府下全域	山梨県計量検定所

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。